

東京都福祉サービス第三者評価における生成AIの利用に関するQ&A

No	質問	回答
1	「利用者調査・自己評価の集計・分析業務、評価結果報告書の作成過程の”一部”で、生成AIを活用することは差し支えない。」とあるが、一部は何を指すか。	<p>第三者評価は、一定の知識と実務経験を有した評価者が責任をもって行うことが必要であるため、評価業務のすべてを生成AIで代替することはできません。</p> <p>一方で、評価業務の効率化のために、アンケート調査や自己評価結果の集計や意見等の分類・抽出、評価結果報告書作成における文章の校正や書き換え、字数制限に収めるための要約等の補助的な業務に生成AIを活用することは差し支えありません。ただし、生成AIによる出力結果については必ず評価者が確認し、内容の的確性等について判断する必要があります。</p> <p>なお、聞き取り方式や場面観察方式による利用者調査、訪問調査、合議などは評価者が直接行う必要がありますので、生成AIで代替することはできません。</p>
2	国等が発出する最新のAIに係るガイドラインとは何か。	<p>総務省・経済産業省「AI事業者ガイドライン」  <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/20240419_report.html">https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/20240419_report.html</a></p> <p>独立行政法人情報処理推進機構「テキスト生成AIの導入・運用ガイドライン」  <a href="https://www.ipa.go.jp/jinzai/ics/core_human_resource/final_project/2024/generative-ai-guideline.html">https://www.ipa.go.jp/jinzai/ics/core_human_resource/final_project/2024/generative-ai-guideline.html</a></p>
3	生成AIの利用ルールを策定することとあるが、どのようなことを定めればよいか。	<p>生成AI利用に係るリスク等について十分検証した上で、各評価機関が決定した、生成AIの利用環境、第三者評価における利用範囲や方法、利用に当たっての決まり事や注意点等について規定してください。</p> <p>当該利用ルールについては、所属評価者が正しく理解して生成AIを使用できるようにするとともに、事業者に対しても事前に説明してください。</p>
4	生成AIの利用ルールの参考様式はあるか？	<p>以下のものなどを参考にしてください。</p> <p>「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン」別紙  <a href="https://www.digital.go.jp/news/3579c42d-b11c-4756-b66e-3d3e35175623">https://www.digital.go.jp/news/3579c42d-b11c-4756-b66e-3d3e35175623</a></p> <p>東京都が職員向けに作成したガイドライン  <a href="https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/business/ai/ai-guideline">https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/business/ai/ai-guideline</a></p>
5	入力データが学習目的で学習されない環境はどのように確保すればよいか？	<p>AIサービスによって異なりますが、法人アカウントや有料アカウントでの利用、またはクローズド環境下で生成AIを利用できるシステムを独自に構築する等の方法により確保してください。</p>

東京都福祉サービス第三者評価における生成AIの利用に関するQ&A

No	質問	回答
6	<p>文章の要約など、機密性の高い情報以外の内容であれば、入力したデータが学習目的で学習される環境で利用しても良いか？</p>	<p>リスク回避の観点から、入力したデータが学習目的で利用されない環境で利用することが重要です。</p>
7	<p>評価者が適切なAIリテラシーを身に付けるために参考になる教材はあるか？</p>	<p>以下のものが参考になります。</p> <p>評価機関によって生成AI使用上のルールは異なるかと思うので、既存の教材等をアレンジして評価者へ提供してください。</p> <p>文部科学省/mextchannel                      特集！生成AIに関する教員向け研修動画シリーズ  <a href="https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbBrnCw5lallY282I7oCdsh">https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbBrnCw5lallY282I7oCdsh</a></p> <p>総務省「生成AIはじめの一步～生成AIの入門的な使い方と注意点」  <a href="https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/generativeai/">https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/generativeai/</a></p> <p>国立研究開発法人 産業技術総合研究所「生成AI品質マネジメントガイドライン」  <a href="https://www.digiarc.aist.go.jp/publication/aigm/genaiqm-guidelines-v1.html">https://www.digiarc.aist.go.jp/publication/aigm/genaiqm-guidelines-v1.html</a></p>
8	<p>「生成AI利用の範囲及び方法並びに利用ルールについて、対象事業者に事前に説明すること」とあるが、事前説明確認書に記載する必要があるか？</p>	<p>事前説明確認書への記載は必須ではありません。また、書面による同意は必須とは考えてはおりませんが、生成AIを利用する場合には、事後にトラブルにならないように、評価機関が作成した利用ルールを提示する等して、事前に丁寧に説明し、最後に利用状況について事業者へ報告してください。</p> <p>また、評価開始前には生成AIを利用しない予定であったが、その後、生成AIの利用の必要性が生じた場合には、利用の前に必ず事業者へ説明して了承を得てください。</p>

東京都福祉サービス第三者評価における生成AIの利用に関するQ&A

No	質問	回答
9	<p>「既存の著作物（評価結果報告書含む）に類似する文章の生成につながるプロンプトを入力しないこと」とあるが、どのようなプロンプトか？</p>	<p>「～に似せて文章を生成してください」とプロンプトに入力する場合や、著作物をそのままプロンプトに入力し、当該著作物に類似した文章を生成させる場合等です。</p> <p>そもそも第三者評価は、「事業者が実現しようとしている価値、利用者・地域・組織運営の状況を踏まえ、最善の意思決定と行動を行っているかどうかを明らかにする」という考え方のもと、実施しなければなりません。したがって、優れた評価結果報告書等であっても、他の評価結果報告書や他の著作物を模倣する結果となるようなプロンプトは入力しないでください。</p> <p>AIと著作権に関する考え方については、文化庁「AIと著作権」等を参考にしてください。  <a href="https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/aiandcopyright.html">https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/aiandcopyright.html</a></p>
10	<p>「生成AIによる出力結果について確認を行わない場合は、手法違反に該当する。」とあるが、どの部分に該当するのか。又は新たな通知が出るのか？</p>	<p>令和2年3月12日付31財情報第1901号「福祉サービス第三者評価機関認証要綱第2条第12号に規定する『機構の定める評価手法及び共通評価項目』の策定について（通知）」の「2 評価実施にあたっての評価機関の責務」に「評価機関は、評価者の選定、評価手法の遵守、評価結果の決定、事業者との連絡調整について、責任を持って行わなければならない。」と定めています。また、同通知5(4)では「評価項目ごとの評点、全体の評価講評、評価項目に対する講評、事業者が特に力を入れている取り組み等の評価結果は、訪問調査を実施した評価者を含む3人（3(3)ただし書で定めたサービスにおいては2人）以上の合議により決定すること。」と定められています。</p> <p>生成AIによる出力結果について確認を行わない場合は、評価結果の決定について責任を持って行っているとはいえないため、手法違反となります。</p>
11	<p>今後機構は生成AIに関する研修等を開催する予定はあるか？</p>	<p>生成AIの利用にあたっては、安全な利用環境の整備に加え、評価機関及び評価者の皆様自身がリスクを理解し、各評価機関が定めた生成AI利用の範囲、方法、利用ルールを守って利用することが重要です。そのため、評価機関の責任において、所属する評価者へ研修等を行ってください。</p>